



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 4月15日金曜日 第1650号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	447
指定居宅支援事業の廃止（3件）.....	447
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	448
土地改良区清算人の就職の届出（3件）.....	449
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....	449
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	450
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）... ..	450
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	450
保安林の指定の解除.....	451
普通母樹林の指定.....	451
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（3件）.....	451
開発行為に関する工事の完了.....	452
落札者等の告示.....	452

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	453
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	453

教育委員会規則

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則... ..	453
-----------------------------------	-----

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	453
------------------------------	-----

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 454

任 免 辞 令

菊澤 修二.....	454
公営企業任免辞令定年退職.....	454
公営企業任免辞令（2件）.....	454

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 871 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	吉 田 町	平成20年4月8日まで

○愛媛県告示第 872 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300024110	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	中 元 清 吉	児童居宅介護	伊方町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡伊方町湊浦1002番地11	平成17年2月28日
38000300113111	社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	二 宮 俊 明	児童居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成17年3月14日
38000300041114	瀬戸町	西宇和郡瀬戸町三机乙3003 - 6	井 上 善 一	児童居宅介護	瀬戸町指定訪問介護事業所	西宇和郡瀬戸町三机乙1087 - 1	平成17年3月24日
38000300001118	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	水 口 敬	児童居宅介護	児童居宅介護事業所伊予市社協	伊予市米湊723番地1	平成17年3月31日
38000300084114	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西 岡 芳 教	児童居宅介護	障害児居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成17年3月31日
38000300088115	社会福祉法人双海町社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	徳 野 修 三	児童居宅介護	双海町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	平成17年3月31日
38000300085111	株式会社シルバーケアサービス	今治市八町西四丁目1番12号	富 田 美 和 子	児童居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西四丁目1番12号	平成17年4月1日

○愛媛県告示第 873 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業

業を廃止した旨の届出があった。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100043112	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市大字松柏1101番地	水 本 源太郎	身体障害者居宅介護	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市大字松柏1101番地	平成17年 2月18日
38000100022116	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	中 元 清 吉	身体障害者居宅介護	伊方町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡伊方町湊浦1002番地11	平成17年 2月28日
38000100125117	社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	二 宮 俊 明	身体障害者居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成17年 3月14日
38000100039110	瀬戸町	西宇和郡瀬戸町三机乙3003-6	井 上 善 一	身体障害者居宅介護	瀬戸町指定訪問介護事業所	西宇和郡瀬戸町三机乙1087-1	平成17年 3月24日
38000100001110	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	水 口 敬	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護事業所伊予市社協	伊予市米湊723番地1	平成17年 3月31日
38000100094115	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西 岡 芳 教	身体障害者居宅介護	身体障害者居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成17年 3月31日
38000100101118	社会福祉法人双海町社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	徳 野 修 三	身体障害者居宅介護	双海町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	平成17年 3月31日
38000100097118	株式会社シルバーケアサービス	今治市八町西四丁目1番12号	富 田 美和子	身体障害者居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西四丁目1番12号	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 874 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200055115	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市大字松柏1101番地	水 本 源太郎	知的障害者居宅介護	社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市大字松柏1101番地	平成17年 2月18日
38000200033112	伊方町	西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1	中 元 清 吉	知的障害者居宅介護	伊方町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡伊方町湊浦1002番地11	平成17年 2月28日
38000200147110	社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	二 宮 俊 明	知的障害者居宅介護	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成17年 3月14日
38000200050116	瀬戸町	西宇和郡瀬戸町三机乙3003-6	井 上 善 一	知的障害者居宅介護	瀬戸町指定訪問介護事業所	西宇和郡瀬戸町三机乙1087-1	平成17年 3月24日
38000200001119	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	伊予市米湊723番地1	水 口 敬	知的障害者居宅介護	知的障害者居宅介護事業所伊予市社協	伊予市米湊723番地1	平成17年 3月31日
38000200109110	社会福祉法人中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	西 岡 芳 教	知的障害者居宅介護	知的障害者居宅介護事業所中山町社会福祉協議会	伊予郡中山町大字出淵2番耕地138番地1	平成17年 3月31日
38000200115117	社会福祉法人双海町社会福祉協議会	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	徳 野 修 三	知的障害者居宅介護	双海町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	平成17年 3月31日
38000200112114	株式会社シルバーケアサービス	今治市八町西四丁目1番12号	富 田 美和子	知的障害者居宅介護	ひまわりステーション	今治市八町西四丁目1番12号	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 875 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供

する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
明屋書店平田店
松山市平田町81番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社明屋書店

松山市湊町四丁目1番地19

代表取締役 安藤大三

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

・株式会社明屋書店

松山市湊町四丁目1番地19

代表取締役 安藤大三

・株式会社四国イエローハット

松山市平田町81番地1

代表取締役 川野幹雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年12月1日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,120平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

126台

イ 駐輪場の収容台数

56台

ウ 荷さばき施設の面積

104平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

26立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成17年3月31日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第876号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人波方町土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏 名	住 所
森 茂 博	今治市波方町樋口甲969番地2

○愛媛県告示第877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人上浦町土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏 名	住 所
吉 田 美 教	今治市上浦町井口4198番地

○愛媛県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人越智郡関前村土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏 名	住 所
宮 脇 和 司	今治市関前大下甲1862番地

○愛媛県告示第879号

大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲地

区) 変更計画書の写し

(2) 大洲市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年 4月18日から 5月19日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

○愛媛県告示第 880 号

大洲市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(団体営農道整備事業・成畑地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 土地改良事業(団体営農道整備事業・成畑地区)変更計画書の写し

(2) 大洲市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年 4月18日から 5月19日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

○愛媛県告示第 881 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 1 項の規定により、伊方町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・小島東地区)の施行に平成17年 4月 5日 同意した。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 882 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・永野市地区)の施行に平成17年 4月 5日 同意した。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 883 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 1 項の規定により、鬼北町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・広見中組地区)の施行に平成17年 4月 5日 同意した。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 884 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業(農業用道路整備事業・野村東地区)の計画の変更は、適当と認められるの

で、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業(農業用道路整備事業・野村東地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年 4月18日から 5月19日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第 885 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・野村東地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・野村東地区)変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年 4月18日から 5月19日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第 886 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 1 項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	来見地区	平成17年 3月22日
農業用排水施設整備事業	来見地区	平成17年 3月22日

○愛媛県告示第 887 号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 1 項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(農道)	向灘地区	平成17年 3月23日

○愛媛県告示第 888 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	有太刀地区	平成16年12月10日

により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市郷字下郷乙72の1、乙72の3、乙73の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第 889 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定

○愛媛県告示第 890 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、普通母樹を次のように指定する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	指 定 年月日	指定採取源の種別	樹種	所 在 場 所	本数	所 有 者 等	
						氏名又は名称	住 所
363	平成17年4月15日	普通母樹	ひのき	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地504-100	1	愛媛県	松山市一番町四丁目4-2
364	平成17年4月15日	普通母樹	ひのき	上浮穴郡久万高原町久万1606	1	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212

○愛媛県告示第 891 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3 条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 東川	右岸 西予市明浜町田之浜甲1075番地先から同市明浜町田之浜甲774番1地先まで 左岸 西予市明浜町田之浜乙244番地先から同市明浜町田之浜甲466番2地先まで

幹流 宮谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦237番1地先から同町大字伊方越52番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦239番1地先から同町大字伊方越50番地先まで
支流 宮谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1215番地先から同町大字亀浦1268番4地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1215番地先から同町大字亀浦1270番1地先まで
幹流 大宮川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦194番1地先から同町大字亀浦120番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦195番地先から同町大字亀浦152番1地先まで
支流 中之川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦709番地先から同町大字亀浦693番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦738番1地先から同町大字亀浦688番2地先まで
幹流 新川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田乙197番1地先から同町大字川永田乙491番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1110番2地先から同町大字川永田甲946番2地先まで
支流 新川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1252番5地先から同町大字川永田甲1221番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1253番3地先から同町大字川永田甲1221番2地先まで
支流 新川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1493番1地先から同町大字川永田甲1480番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1471番3地先から同町大字川永田甲1471番18地先まで
支流 ハラキリ川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1397番地先から同町大字川永田甲1384番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲1389番地先から同町大字川永田甲1373番1地先まで
支流 大谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲609番地先から同町大字川永田甲1092番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲610番地先から同町大字川永田甲1021番地先まで

○愛媛県告示第 892 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3 条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 西谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1145番1地先から同町大字亀浦967番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1147番地先から同町大字亀浦996番地先まで
幹流 フタマタ川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1296番1地先から同町大字亀浦1293番3地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1295番1地先から同町大字亀浦1269番地先まで

幹流 形ノ川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲455番1地先から同町大字川永田甲933番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲455番1地先から同町大字川永田甲165番3地先まで
支流 形ノ川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲513番2地先から同町大字川永田甲469番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲513番1地先から同町大字川永田甲501番1地先まで
支流 形ノ川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲402番地先から同町大字川永田甲256番3地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲398番地先から同町大字川永田甲255番2地先まで
支流 形ノ川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲520番1地先から同町大字川永田甲496番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲521番地先から同町大字川永田甲500番地先まで
幹流 大星川	右岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲69番地先から同町大字川永田甲138番14地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字川永田甲68番地先から同町大字川永田甲20番4地先まで
幹流 舟着川	右岸 西宇和郡伊方町大字小中浦乙299番4地先から同町大字小中浦乙278番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字小中浦乙289番1地先から同町大字小中浦乙277番地先まで
幹流 中久保川	右岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦819番2地先から同町大字豊之浦627番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦774番1地先から同町大字豊之浦626番2地先まで
幹流 釜谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦146番3地先から同町大字豊之浦193番1地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦148番5地先から同町大字豊之浦170番1地先まで
支流 釜谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦122番地先から同町大字豊之浦167番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字豊之浦119番1地先から同町大字豊之浦27番地先まで
幹流 西ノ川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1309番地先から同町大字亀浦1257番3地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦1306番1地先から同町大字亀浦1263番1地先まで
派流 柿ヶ谷川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦644番3地先から同町大字亀浦521番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦645番地先から同町大字亀浦522番地先まで
幹流 大宮川	右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越645番3地先から同町大字伊方越503番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越378番2地先から同町大字伊方越50番地先まで

幹流 中田川	右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1394番地先から同町大字伊方越1345番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1214番地先から同町大字伊方越1343番地先まで
支流 中田川	右岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1201番地先から同町大字伊方越1300番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字伊方越1144番2地先から同町大字伊方越1301番地先まで
幹流 西川	右岸 西宇和郡伊方町大字中浦丙186番1地先から同町大字中浦甲20番地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中浦丙186番1地先から同町大字中浦甲144番1地先まで
支流 西川	右岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲909番地先から同町大字中浦丙151番4地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字中浦甲910番地先から同町大字中浦丙151番3地先まで
幹流 中之川	右岸 西宇和郡伊方町大字亀浦660番地先から同町大字亀浦757番2地先まで 左岸 西宇和郡伊方町大字亀浦704番地先から同町大字亀浦758番地先まで

○愛媛県告示第 893 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 西ヶ谷川	右岸 北宇和郡吉田町大字白浦字西ヶ谷111番1地先から同町大字白浦字川久保230番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字白浦字西ヶ谷111番1地先から同町大字白浦字池尻678番地先まで
幹流 沖村川	右岸 北宇和郡吉田町大字沖村字大木の谷甲1644番4地先から同町大字沖村字本縄甲168番地先まで 左岸 北宇和郡吉田町大字沖村字大木谷甲1642番地先から同町大字沖村字本縄甲204番地先まで

○愛媛県告示第 894 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第1号 平成17年4月5日	伊予郡砥部町重光213番1及び214番2	伊予郡砥部町重光213番地1 友 近 茂 子

○愛媛県告示第 895 号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 4月15日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務一式	愛媛県教育委員会事務局教育総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年3月28日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 松山市一番町四丁目3番地	37,800,000円	一般競争入札	平成17年2月15日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年4月5日	特定非営利活動法人 ほたるの里	濱 田 京 子	愛媛県松山市食場町乙102番地 133	この法人は、不特定多数の高齢者や障害者、子どもを対象として、介護サービス事業や地域住民が交流できる場の提供などを行いながら、地域における多様な支援活動を展開し、地域の活性化につなげ、住民が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年3月31日	特定非営利活動法人 ライフサポート友佐	鴨 崎 恭 夫	愛媛県松山市朝生田町六丁目54 2番3号	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいづくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心して充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月15日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

技能労務職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の退職手当に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

「及び愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-31）を準用する」を「を準用するほか、同条例の適用を受ける職員の例による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1010

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月15日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-368）の一部を次のように改正する。

別表第1西予市の項中「明浜町高山甲3678番地 西予市教育委員会事務局明浜教育課」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1011

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月15日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 479）の一部を次のように改正する。

様式第20号の2中

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対し { 異議申立て / 審査請求 } をすることができる。

を

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に（一時差止処分者の職名）に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。」

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し { 異議申立て / 審査請求 } をすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に（一時差止処分者）に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、処分があつたことを知つた日から6箇月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に { 異議申立て / 審査請求

に

} をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その { 異議申立て / 審査請求 } に対する { 決定 / 裁決 } の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その { 決定 / 裁決 } の送達を受けた日から6箇月以内であつても、 { 決定 / 裁決 } の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。」

改める。

様式第21号中

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知

を

事に対して異議申立てをすることができる。」

「 なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、処分があつたことを知つた日から6箇月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6箇月以内であつても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。」

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○任免辞令

3月4日

愛媛県技術吏員 菊 澤 修 二

死亡

○公営企業任免辞令

平成17年3月31日定年退職

愛媛県技術吏員	曾我部	義 雄
同	宮 城	幸 雄
同	長 井	修
同	宇 野	英 一
同	布 嘉	之
同	渡 辺	一 美
同	西 山	健 一
同	三 島	誠 一
同	松 谷	秀 夫
同	和 気	光 男
同	三 木	豊 子
同	菅	瑞 江
主任業務員	近 藤	義 弘
同	鴨 頭	満美子

○公営企業任免辞令

3月31日

愛媛県技術吏員	田 中	美 和
同	藤 岡	徹
同	濱 田	裕 一
同	本 多	亮 子

同 篠崎紀子
 同 越智美智
 同 森本百合子
 同 宮川洋子
 同 眞鍋瑞穂
 同 宮部幸
 同 一柳陽子
 同 近藤友恵
 同 菅一世
 同 田村真幸
 同 松本かおり
 同 児玉陽子
 同 小西美也子
 同 宮西真由子
 同 田中道子
 同 高石愛
 同 森本美記
 同 手塚優子
 同 濱田麻紀子
 同 古田栄子
 同 星加日出子
 同 筒井和枝
 同 鬼嶋真由美
 同 成松佐智子
 同 峰尾雅子
 同 平間直美
 同 高橋香恵子
 同 齋藤千枝子
 同 深川雅美
 同 土井和美
 同 續木晶子
 同 中佐貴恵
 同 大塚廣海
 同 山本祐司
 同 木阪吉保
 同 多田嘉嘉
 同 山森文雄
 同 山下タマミ
 同 二宮佐枝
 同 森口利代子
 同 中川京子
 同 徳岡恵
 同 家藤円子
 同 佐藤裕子
 同 角田匠房
 同 武田多賀子
 同 三谷晃良
 同 山田卓司
 同 佐藤澄子
 同 中達弘能
 同 瀬野利太
 同 加地みゆき
 同 森實末乃

同 阿部瑞代
 同 佐々木真理
 同 鈴木和代
 同 宮崎弘子
 同 合田知子
 同 千羽妙華
 同 高橋久美
 同 越智美穂
 同 池内千春
 同 幸口浩子
 同 横山浩美
 同 矢原あすか
 同 阿部亜紀

願により本職を免ずる（各通）

愛媛県技術吏員 清家裕貴
 同 山口邦久
 同 久岡園花
 同 曾我部一郎
 同 江野村勝弘
 同 越智元郎
 同 矢野真奈美
 同 國元望
 同 田野内ゆかり
 同 寺田恵子
 同 中野久美
 同 糸田川恵里

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）
（各通）

愛媛県技術吏員 津田孝治

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例附則第36項）

○公営企業任免辞令

4月1日

首藤 貴

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）5級を命ずる
 医監を命ずる
 県立中央病院リハビリテーション部長を命ずる

越智 博

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）4級を命ずる
 医監を命ずる
 県立中央病院産婦人科部長を命ずる

宮川 正男

愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）4級を命ずる
 医監を命ずる
 県立中央病院放射線科部長を命ずる

首藤 誠

愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）4級を命ずる 医監を命ずる 県立中央病院麻酔科部長を命ずる	中 村 泰 子	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院麻酔科副医長を命ずる	藤 井 園 子 二 宮 郁 森 谷 友 造 秋 田 聡 布 川 朋 也 鶴 谷 愛 山 本 洋 太
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）3級を命ずる 県立中央病院小児科部長を命ずる	山 本 浩 司	（県立中央病院） （県立今治病院） （県立南宇和病院） （県立新居浜病院） （同 ） （同 ）	二 宮 郁 森 谷 友 造 秋 田 聡 布 川 朋 也 鶴 谷 愛 山 本 洋 太
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）3級を命ずる 県立新居浜病院放射線科部長を命ずる	矢 野 聡	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）1級を命ずる 技師を命ずる （頭書）勤務を命ずる（各通）	山 本 洋 太 瀬 川 裕 美
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院内科医長を命ずる	椿 崇 仁	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（二）2級を命ずる 技師を命ずる 県立新居浜病院勤務を命ずる	瀬 川 裕 美 松 岡 倫 代
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院整形外科医長を命ずる	立 松 良 之	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（二）1級を命ずる 技師を命ずる 県立中央病院勤務を命ずる	松 岡 倫 代 竹 内 志保子 魚 尾 淳 子 篠 原 藍 本 田 祐 子 青 野 徳 美 有 光 理 恵 福 本 美 鈴 藤 田 敬 子 村 藤 慶 枝 加 地 嘉 恵 山 口 今日子 高 崎 恵里佳 近 藤 美智子 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院眼科医長を命ずる	平 田 礼 二 郎	（県立中央病院） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ）	立 松 良 之 竹 内 志保子 魚 尾 淳 子 篠 原 藍 本 田 祐 子 青 野 徳 美 有 光 理 恵 福 本 美 鈴 藤 田 敬 子 村 藤 慶 枝 加 地 嘉 恵 山 口 今日子 高 崎 恵里佳 近 藤 美智子 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院形成外科医長を命ずる	池 田 理 絵	（同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ）	池 田 理 絵 有 光 理 恵 福 本 美 鈴 藤 田 敬 子 村 藤 慶 枝 加 地 嘉 恵 山 口 今日子 高 崎 恵里佳 近 藤 美智子 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立今治病院内科医長を命ずる	上 村 雅 彦	（同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ）	上 村 雅 彦 加 地 嘉 恵 山 口 今日子 高 崎 恵里佳 近 藤 美智子 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立今治病院放射線科医長を命ずる	中 井 康 成	（同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ） （同 ）	中 井 康 成 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立今治病院心臓血管外科医長を命ずる	田 村 達 司 郎 森 岡 紀 勝	（県立南宇和病院） （同 ） （県立新居浜病院） （同 ） （同 ） （同 ）	森 岡 紀 勝 近 藤 美智子 高 岡 真由美 西 岡 藍 川 野 剛 士 山 下 沙 紀 吉 田 奈 美 近 藤 恵 子 徳 田 沙 里
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立新居浜病院内科医長を命ずる（各通）	齋 藤 正 裕	愛媛県技術吏員に任命する 医療職（三）2級を命ずる 技師を命ずる （頭書）勤務を命ずる（各通）	齋 藤 正 裕 松 谷 秀 夫
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立新居浜病院脳神経外科医長を命ずる	平 岡 淳	愛媛県技術吏員に再任用する 医療職（二）2級（週20時間勤務）を命ずる 任期は平成18年3月31日までとする 主任技師を命ずる	齋 藤 正 裕 松 谷 秀 夫
愛媛県技術吏員に任命する 医療職（一）2級を命ずる 県立中央病院内科副医長を命ずる	平 岡 淳	愛媛県技術吏員に再任用する 医療職（二）2級（週20時間勤務）を命ずる 任期は平成18年3月31日までとする 主任技師を命ずる	平 岡 淳

県立三島病院勤務を命ずる

